

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	天馬株式会社		コード	7958
提出日	2025/6/10	異動（予定）日	2025/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	倉橋 博文	社外取締役	○													○	有
2	後藤 博孝	社外取締役	○	△													有
3	西田 弥代	社外取締役	○													○	有
4	松山 昌司	社外取締役	○													○	有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		倉橋氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。2020年6月以降は、当社独立社外取締役として、取締役会において、弁護士としての経験を活かして、主にガバナンス・コンプライアンスの視点から、当社の企業価値の向上に資するよう忌憚のない意見を述べており、2021年4月23日以降、当社指名・報酬委員会の委員、2024年6月25日以降は当社指名・報酬委員会の委員長として任に当たっております。同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、経営陣から独立した立場から、引き続き当社のガバナンス機能の向上・透明化に貢献していただけるものと判断しております。また、同氏は取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	後藤博孝氏は、1991年から2007年まで当社のハウスウエア事業に従事しておりましたが、退職後17年以上が経過しており、退職後は当社の業務に関与しておりませんので、同氏の独立性は確保されていると判断しております。	後藤氏は、2007年に当社を退社した以降、インテリアや家庭用品等を扱う会社において、新規海外調達先の開拓、仕入調達、製品開発、品質管理および取引先への物流等の幅広い業務に従事した経験を有しております。また、経営者として営業部門の統括管理の他、事業計画策定および予算編成等にも携わっており、当社の事業の枠を超えた豊富な経験と専門知識を有しております。2021年6月以降は、監査等委員である独立社外取締役として、取締役会等において、これまでの知識・経験を活かした外部の経営者目線で積極的に的確な意見を述べ、当社の業務執行の監査等の役割を適切に果たしており、引き続き監査等委員としての職責を果たすことができると判断しております。また、同氏は取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3		西田氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と高度な知識を有しております。特に企業法務や労働法務等に関する専門知識に加えて、企業不祥事に関する調査委員会の委員を務めた経験等も有しております。また、上場企業の社外取締役、社外監査役として豊富な経験も有しており、法務分野にとどまらず、幅広い知見を有しております。取締役会においてはこれまでの知見・経験を活かした的確な意見を述べ、当社の業務執行の監査等の役割を適切に果たしており、引き続き監査等委員としての職責を果たすことが期待できると判断しております。また、同氏は取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4		松山氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、内部統制を含む企業会計の専門家であり、公認会計士および税理士としての豊富な経験や専門知識を有しております。2020年6月以降は、当社の独立社外取締役として、取締役会において、当社のガバナンス向上に向けた的確な発言、提言を行っております。2020年11月に当社が指名・報酬委員会を設置して以降は、指名・報酬委員（2024年6月25日までは委員長）として全ての委員会に出席し、取締役候補者との面談および詳細な検討を行っております。また、2023年6月以降は、監査等委員である独立社外取締役として、企業会計にとどまらず、幅広い分野で積極的に的確な意見を述べ、当社の業務執行の監査等の役割を適切に果たしており、引き続き監査等委員としての職責を果たすことが期待できると判断しております。また、同氏は取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。